



発行 2026年度 前期

一般社団法人
中部電気管理技術者協会
広報委員会

〒464-0073 名古屋市千種区高見2-13-14
TEL (052) 762-2838 FAX (052) 762-6345

職場と電気

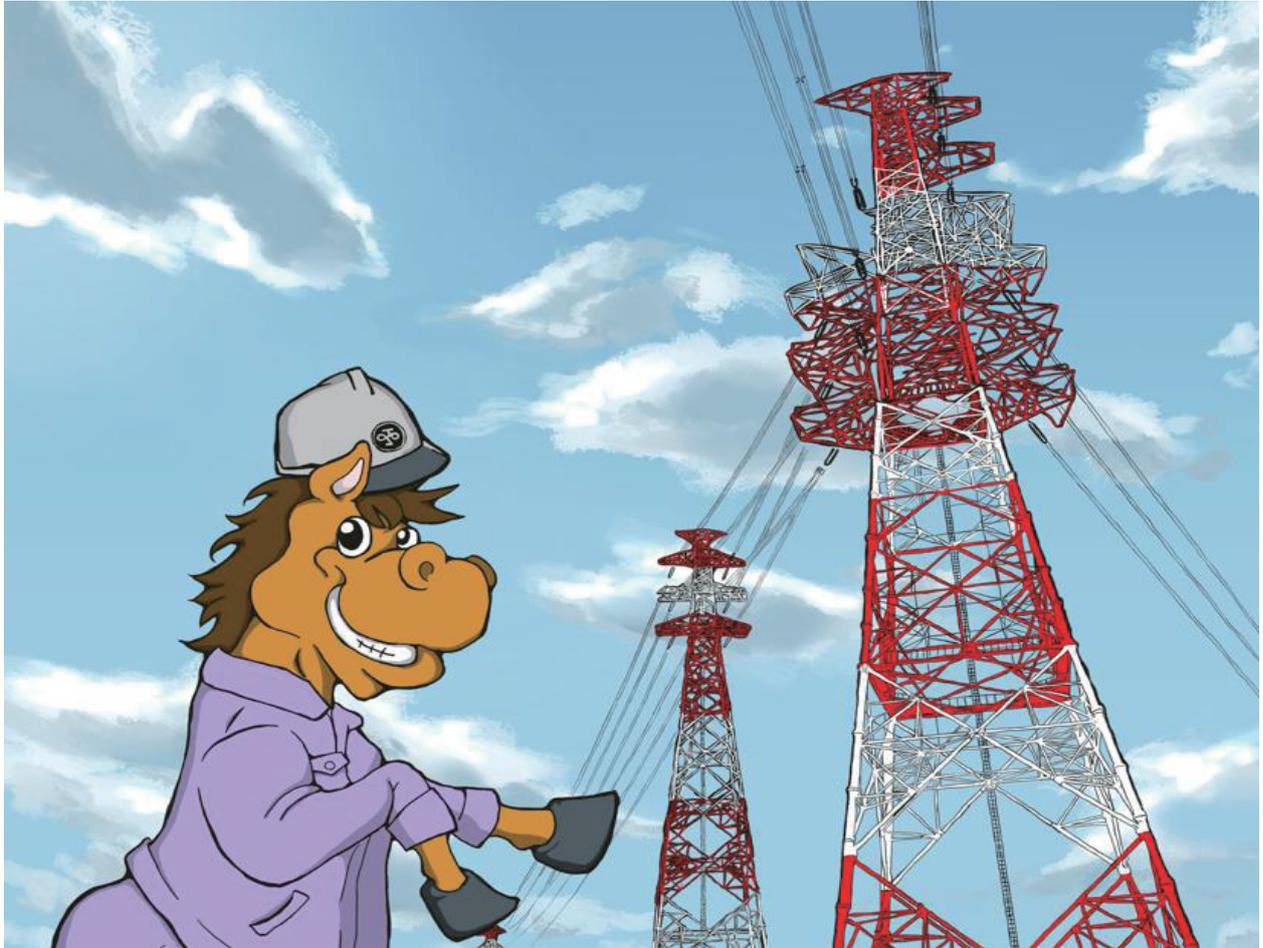


イラスト 名古屋北支部 会員提供

「目次」

低濃度PCB廃棄物	P1~2
地震による電気火災対策を!	P3~4
電気機器・器具の老朽化への対応	P5~6



◀協会ホームページ: <http://www.eme-chubu.or.jp/>

日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
回										
覧										
印										

(大切な資料です。閲覧後ファイルに保管して下さい。保管期間は3年間です。)



あなたの作業場や倉庫は大丈夫!?

低濃度PCB廃棄物

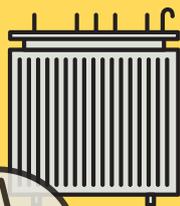
作業場や倉庫にて使用または保管されている古い電気機器に低濃度PCBが残っているかもしれません。

PCB廃棄物は処分期間内の処分が必要です。

いますぐ確認をお願いいたします。

まずは、現在お使いの古い電気機器を
ご確認ください!

変圧器

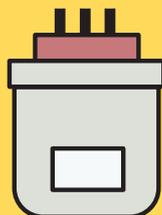


低濃度PCB
廃棄物の例

コンデンサー



低圧コンデンサー



お急ぎ
ください!

低濃度PCB廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

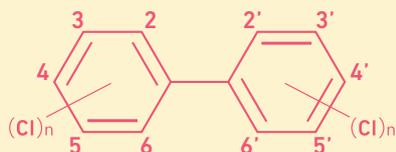
詳しくは手引きを
ご活用ください



PCB廃棄物を処分する必要性

1 現在は製造・輸入ともに禁止

PCBとはPoly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質です。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていますが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。



2 人体に悪影響がでる可能性あり

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。症状は、吹き出物、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様です。



3 意外なところに隠れている

計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルなどにも含まれている可能性があります。



保管及び処分の状況の届出

事業者は、令和9年3月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。なお、環境大臣又は都道府県知事(政令で定める市にあっては市長)は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

処分までの流れ

STEP 1 調査

技術者等に依頼し、キュービクル、分電盤などを調査します。

STEP 2 判別

銘板情報から判別、または採油した絶縁油のPCB濃度を調査します。

STEP 3 処分

無害化処理事業者への処理委託を行い、処分してください。

低濃度PCB
廃棄物の処分期間

令和9年(2027年)3月31日まで

低濃度PCB廃棄物
早期処理情報サイト



<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>



今すぐ
対策を!



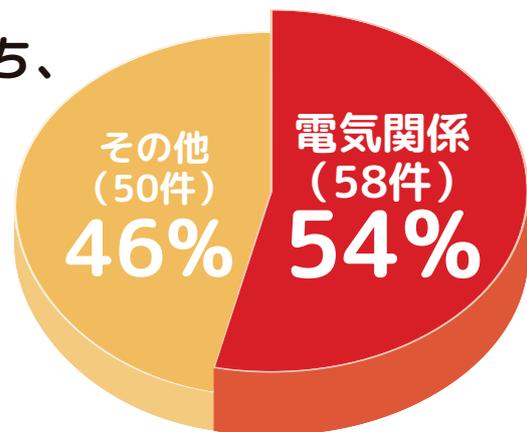
地震による 電気火災 対策を!

かん しん

感震ブレーカー が効果的です!

東日本大震災における本震
による火災全111件のうち、
原因が特定されたものが
108件。

そのうち過半数が
電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成



地震が引き起こす電気火災とは？

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

⚠️「電気火災の事例（その1）」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。

▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。

▶ 紙類に着火火災が発生。



⚠️「電気火災の事例（その2）」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。

▶ 通電の瞬間、コードがショート。

▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

【この資料に関する問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号
TEL (03)-3501-1742
経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html
内閣府ホームページ
<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>



内閣府



消防庁
住居とともに Fire and Disaster Management Agency



経済産業省

2015年11月版

—安全な職場環境を維持するための対策—

電気機器・器具の老朽化への対応

電気機器・器具の老朽化は、職場の安全を維持するにあたって大きなリスク要因となります。以下については「安全な職場環境を維持するための対策」についてまとめていますので、職場の皆さんで情報を共有しましょう！

職場を見渡すと、いろいろな電気機器・器具があります。

まず目に留まるのは **照明器具**、そして視線を壁面に移すと **分電盤** が設置されています。ふだん使う電気は職場のOA機器、機械等を動かすために **壁コンセント、ハイプロ配電函、配電用遮断機(ブレーカー)** 等々から送られています。

職場ではふだん何のトラブルもなく稼働しているので気に止めることもありません。しかしながら電気機器・器具は、毎年少しずつ確実に劣化しています。大事に至らないためにも、

“あれっ？何かおかしいなあ” “少し変わったなあ”

と思ったら、すぐに使用を中止して 社内のメンテナンス担当者、電気管理技術者、電気工事会社等に調べてもらいましょう。



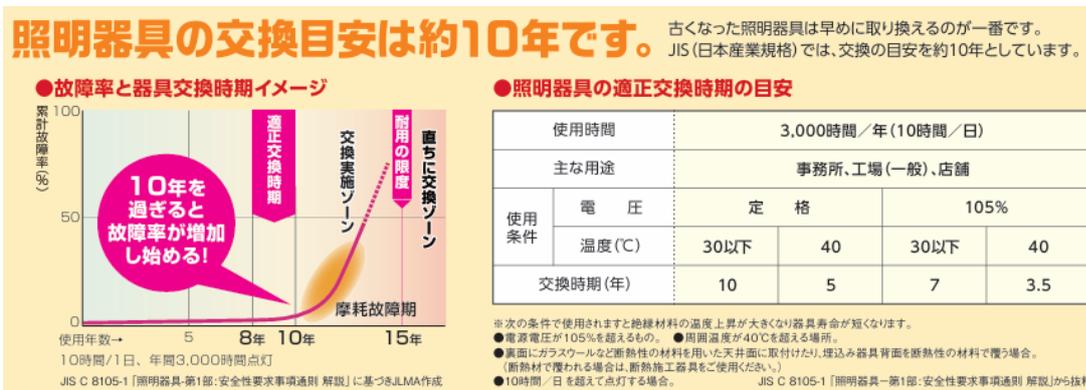
■推奨する活動■

1. リスクの早期発見

(1) 照明器具

【交換目安時期】

照明器具は約10年・・・経過すると故障率が増加



〈出典〉日本照明工業会HPより

【こんな事象は要注意】

- ①故障が多くなった
- ②ソケットの変色や汚れがある
- ③焦げた臭い
- ④ランプの交換が多くなった

(2) 照明スイッチ・コンセント、テーブルタップ・延長コード

【交換目安時期】

照明スイッチ・コンセントは 10年、テーブルタップ・延長コードは 3～5年

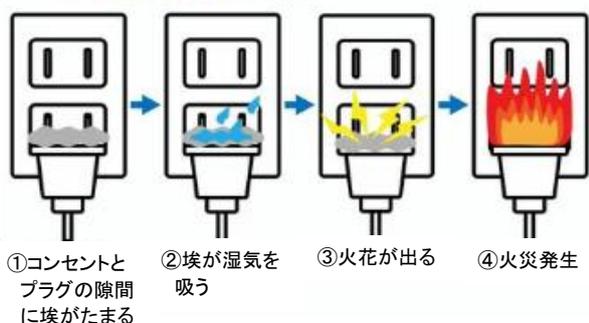
【こんな事象は要注意】

- ①触れると異常に熱い ②焦げた臭いがする ③一部黒く溶けている
- ④電源が不安定（入ったり切れたり）

【普段から気をつけること】

- ①タコ足配線や容量オーバーで使用しない ②水や油がかからないように使用する
- ③乱暴に扱わない ④トラッキング現象を起こさないように埃等を除去する
- ⑤湿気の多い場所での電気器具の使用は避ける

トラッキング現象のメカニズム



トラッキングを起こしそうな“たこ足配線”

(3) 分電盤内ブレーカー

【交換目安時期】

一般的に10～15年（日本電機工業会では15年を推奨）

【こんな事象は要注意】

漏電ブレーカーがよく落ちる・・・そのまま何度もリセットして使い続けると、感電や火災が起きる原因となってしまうことがあります。そのような時は電気管理技術者等へ連絡しましょう！

2. 使用年数の管理

各々の電気機器・器具の製造年や導入時期を記録し、耐用年数に応じて更新計画を立てましょう。

3. 教育・啓発活動

電気の安全使用に関するポスターの掲示、定期的に研修等を実施し全社員が日頃から意識を高めましょう。

社員の皆さんが“ちょっと古いかも”“あれっ いつもと違う”

と思ったら、社内で情報共有できる仕組みをつくりましょう。

※中部電気管理技術者協会では毎年8月を「電気使用安全月間」

と定め、お客さまへポスターをお届けしています。

ぜひとも社内周知を行ってください。



低濃度PCB廃棄物等の処理について

低濃度PCB廃棄物の処分期間は **令和9年3月31日まで**

低濃度PCB廃棄物の無害化処理について

低濃度PCB廃棄物の処理はJESCOではなく、民間の処理事業者により行われています。

低濃度PCB廃棄物の処理事業者は、環境大臣が個別に認定する無害化処理認定事業者と都道府県市の長からPCB廃棄物に係る特別管理産業廃棄物の処分業許可を得た事業者があります。

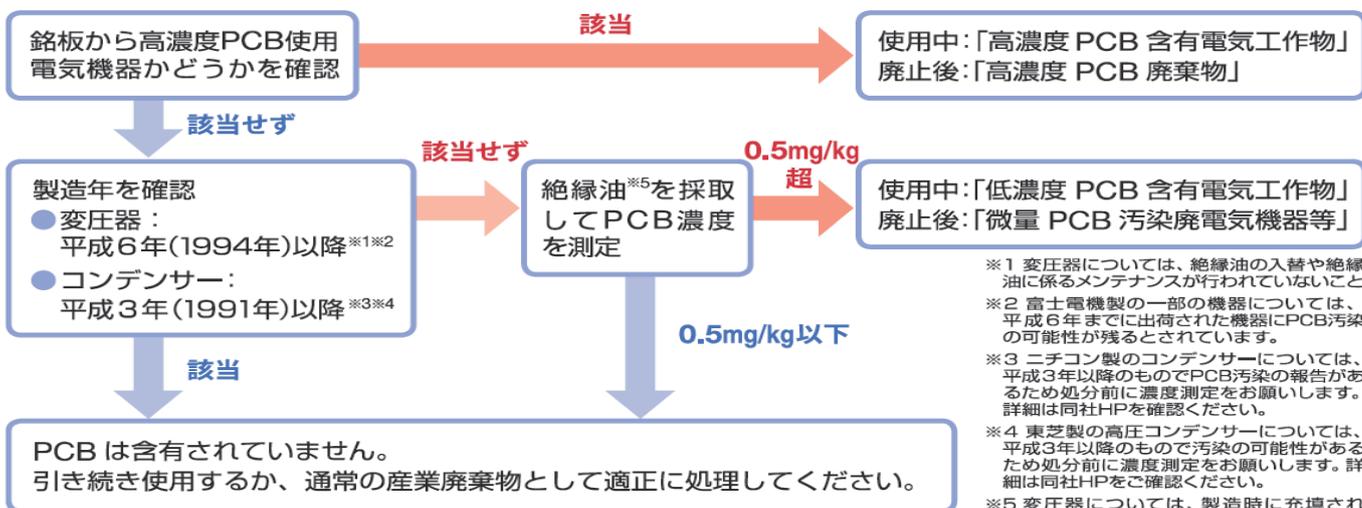
低濃度PCB廃棄物についても計画的に、これらの事業者に委託して処理してください。

無害化処理事業者の連絡先等は環境省の以下のホームページで紹介していますので、個別にお問い合わせください。

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

PCB含有の有無を判別する方法

銘板確認のため、通電中の変圧器・コンデンサーに近づくると感電の恐れがあり大変危険です。必ず電気保安技術者に依頼して確認してください。



- ※1 変圧器については、絶縁油の入替や絶縁油に係るメンテナンスが行われていないこと
- ※2 富士電機製の一部の機器については、平成6年までに出荷された機器にPCB汚染の可能性が残るとされています。
- ※3 ニチコン製のコンデンサーについては、平成3年以降のものでPCB汚染の報告があるため処分前に濃度測定をお願いします。詳細は同社HPを確認ください。
- ※4 東芝製の高圧コンデンサーについては、平成3年以降のもので汚染の可能性があるため処分前に濃度測定をお願いします。詳細は同社HPをご確認ください。
- ※5 変圧器については、製造時に充填された絶縁油中のPCB濃度であること

出典:環境省HP 経済産業省HP

緊急呼び出し優先順位

① 電気管理技術者

② 代行者 (電気管理技術者)

③ 保安センター

☎ 0120-788-123

一般社団法人 中部電気管理技術者協会
会長 山田英司 <http://www.eme-chubu.or.jp>